

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第3回本部員会議 次第

日 時：令和2年2月25日（火）

19時分から

場 所：防災危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等について

(2) その他

県民の皆様への知事メッセージ（2月25日）

- 本日現在において、滋賀県では新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者は確認されておりませんが、国内においては感染者数が増加しており、本日発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症が大きく流行するか否かを決定づける重要な時期を迎えております。
- 今の時期においても、お一人お一人が、手洗いおよび咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施することが非常に重要です。対策に関する様々な情報を得ることができますが、公的機関などが発信する情報に基づいて、適切に対策を行ってください。
- なお、今後、患者が多く発生した場合であっても、必要な治療を適切に提供するために、県内の感染症指定医療機関以外の医療機関において患者を受け入れる体制の整備を現在進めているところです。
- そのような状況の中で、当面、滋賀県が主催するイベントについては、全ての参加者およびイベント関係者の連絡先を把握することができる場合は、入出場の際の参加者による手洗いの強化および発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を控えていただくなどの対策を実施したうえで開催いたします。なお、県外から多数の参加者が多く見込まれるなどの事情がある場合

は、イベント開催の延期もしくは中止を検討いたします。

- なお、県内で患者が発生もしくは拡大する場合は、別途、検討いたします。

- 本日付で国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された基本方針の中で、「患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける」とされたことから、県内企業等にも呼びかけるとともに、県庁においては「時差出勤制度」、「在宅勤務制度」の対象者等を拡大して、かつ前倒しをして実施いたします。

県民の皆様には、以上をご理解いただき、県内の感染拡大防止へご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年2月25日
滋賀県知事 三日月大造

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の概要

令和2年2月 25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

- 国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。
- 感染の流行を早期に終息させるためには、集団が次の集団を生み出すことを防止することが極めて重要で徹底した対策を講じていくべき。
- こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。
- 国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。
- 国民の皆様は新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。
- 手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めること 等
- ② 企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- ⑤ 国民等への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生動向調査））

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、PCR検査を実施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる。
- ② 風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。
- ③ 風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ④ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ⑤ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ④ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。

方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策

1. 当面の考え方

- (1) 当面、滋賀県が主催するイベントについては、全ての参加者およびイベント関係者の連絡先を把握することができる場合は、入出場の際の参加者による手洗いの強化および発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を控えていただくなどの対策を実施したうえで開催いたします。
- (2) 県外から多数の参加者が多く見込まれるなどの特別な事情がある場合は、イベント開催の延期もしくは中止を検討いたします。

2. イベント開催時の対策

- (1) 濃厚接触者の発生を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア. イベントには下のア～ウに該当する方が参加できます。

(ア) 当日に発熱がないことを確認したもの

(イ) 当日に咳症状がないもの

(ウ) 濃厚接触者の経過観察期間に該当しないもの

イ. (1) のアを、事前のお知らせ（ホームページ、メール、SNS などによる）、当日のリーフレット配布および当日の口頭説明（入場時の個別説明もしくは開会時等の一斉説明）により、周知します。

ウ. 妊婦、65 歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、

(ア) 参加の必要性の検討をお願いします。

(イ) 症状の有無にかかわらず、自宅を出発してから帰宅ま

での間に、マスクの着用をお願いします。

(ウ) 妊婦、65 歳以上の高齢者等へ配布するためのマスクを用意します。

エ. 参加者の事前申し込みが不要なイベントは、次の事柄を追加的に実施します。

(ア) 参加者の多くが県内在住者であることを想定している場合は、100 名程度までのイベントとし、参加時に連絡先の記名を求めます。

(2) 接触による感染を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア. 会場の入出時において、手指消毒用アルコールによる手洗いの実施を確認します。

イ. 特定多数および不特定多数が接触する場所・物品は必要最小限とします。

ウ. 会場内において、手洗いが容易に実施できる環境を用意し、参加者およびイベント関係者へ食事前の手洗いをお願いします。

3. 以上は、国内の発生状況および県内の発生状況に応じて、随時、変更します。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルスによる感染症への対応

本部員会議資料（企画調整課）

令和2年2月25日（火）12時現在

1 全国知事会の対応

- 1月30日 ・「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置

- 2月5日 ・政府、与党に対して「新型コロナウイルスによる感染症対策に関する緊急提言」に係る要請活動を実施（飯泉会長等が総理官邸、自由民主党本部を訪問）
・全国知事会 危機管理・防災特別委員会 開催

- 2月7日 ・総務省、厚生労働省、観光庁、中小企業庁等に対して「新型コロナウイルスによる感染症対策に関する緊急提言」に係る要請活動を実施
・会長メッセージを公表

- 2月14日 ・国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」の決定を受けて全国知事会新型コロナウイルス緊急対策会議のコメントを公表

- 2月21日 ・飯泉会長（徳島県知事）等が岸田自由民主党政務調査会長、高市総務大臣、加藤厚生労働大臣、公明党、立憲民主党、国民民主党及び日本共産党に対して「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」に係る要請活動を実施

2 関西広域連合の対応

- 1月31日 ・関西広域連合ホームページに構成府縣市、経済産業省の中小企業・小規模事業者向けの相談窓口情報を掲載
・関西の広域連携DMOである（一財）関西観光本部から同財団会員（企業、団体等）に対し電子メールにて注意喚起するとともに、観光客向けに同財団ホームページ「the KANSAI Guide」に独立行政法人国際観光振興機構（通称：日本政府観光局（JNTO））の医療機関検索サイトを掲載

- 2月7日 ・関西広域連合ホームページに構成府縣市、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口に関する情報を掲載

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

新型コロナウイルスについては、1月9日に中華人民共和国湖北省武漢市で検出、初の感染症による死者が確認されて以降、中華人民共和国を中心に感染が拡大しており、世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言を受け、国際社会を挙げて対策が講じられているが、感染拡大は依然として留まるところを知らず、予断を許さない状況である。

日本国内で1月16日に初めての感染者が確認されて以降、国においては、水際対策や感染拡大の防止に取り組まれており、1月30日には対策を総合的かつ強力に推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置され、2月1日には新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定が施行されたところである。

都道府県においても、対策本部等を設置し、住民への情報提供など様々な対策を講じており、全国知事会としても、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、各都道府県の対応状況や今後の対策に関するニーズ等の把握及びそれらを踏まえた必要な対策のとりまとめなどに取り組んでいる。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、武漢市への滞在歴のない日本人の感染、ヒトからヒトへの感染、無症状病原体保有者の存在が確認されるとともに、潜伏期間が最大10日程度と考えられていることなどから、国民の不安は拡大している。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、今後とも情勢の変化を踏まえながら、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、下記のとおり総合的かつ強力な対策を講じるよう強く求める。

記

1 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

2 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策に関する情報について、きめ細かにかつ分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。

3 感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR用検査試薬の十分な提供などの地域における検査体制を整備すること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器、外国語対応などの医療体制の整備に係る支援を拡充すること。

さらに、診察や治療に当たる医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できる体制を構築すること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや、軽症者への対応などの医療機関における患者受入などに係るマニュアルを早急に提示すること。

4 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の蔓延防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。

併せて、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示すること。

また、デマや流言等による感染者への偏見、差別的な扱いについても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

5 感染拡大の防止に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携してワクチンの早期開発に取り組むこと。

併せて、必要な医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具など）の全国的な生産・供給調整について、国の責任において、在庫量の不足や偏りを早期に是正すること。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、セーフティネット保証の幅広い指定を速やかに行うなど必要な対策を講じること。

また、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など誘客のための取組に対する支援を行うこと。

7 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、予備費の活用なども含めて、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月5日

新型コロナウイルス緊急対策会議

全国知事会	会長	飯泉	嘉門
全国知事会	総務常任委員会委員長	西脇	隆俊
全国知事会	社会保障常任委員会委員長	平井	伸治
全国知事会	危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩	祐治

○ 新型コロナウイルス感染症への全国知事会の対応について

中華人民共和国湖北省・武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、世界各地で感染が拡大し、日本国内においても、1月16日に初めて感染者が確認されて以降、感染者が増加しており、更なる感染拡大が危惧されています。

1月30日、政府における「新型コロナウイルス感染症対策本部（総理が本部長、全閣僚がメンバー）」の設置と軌を一に、全国知事会では、会長をトップに、総務常任委員会委員長の西脇京都府知事、社会保障常任委員会委員長の平井鳥取県知事、危機管理・防災特別委員会委員長の黒岩神奈川県知事をメンバーとする「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置致しました。

早速、2月5日には、各都道府県における対応上の課題や今後の対策に関するニーズを取りまとめ、

- ・ 感染者の行動歴などの情報公開のあり方について、国民の不安解消に向けた統一的な対応方針の提示やデマ・流言等への必要な対策
- ・ 簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立など、検査・医療体制の整備
- ・ 地方空港や港湾などにおける検疫体制の強化など、水際対策の徹底
- ・ キャンセルが相次ぐ観光関連産業や中国と取引のある企業への支援など、地域経済への影響を踏まえた対策の実施

など、7項目からなる「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」を政府与党及び総理官邸に対して行い、自由民主党岸田政調会長からは、「いただいた7項目の提言をしっかりと受け止め、対策をまとめたい。」との意欲を示されました。

引き続き、国と共に責任を共有する「より一層行動する知事会」として、アンテナ高く、刻々と変化する事態を踏まえ、国としっかりと連携し、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期して参ります。



全国知事会会長 徳島県知事 飯泉嘉門

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受けて

全国知事会では、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を踏まえ、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、単一の都道府県での対応にとらわれず、すべての都道府県が連携して拡大防止に全力を挙げることにしている。

また、各都道府県の対応状況や今後の対策に関するニーズをとりまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」として、2月5日には政府与党及び総理官邸に対し、7日には関係府省に対して要請活動を行った。

政府は、昨日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、本日、予備費の使用について閣議決定をしたところであり、

- ・ 厳格な上陸審査の実施や検査体制の強化
- ・ 関係機関等への的確な情報提供や相談体制の充実
- ・ ワクチンの早期開発、マスク等医療物資の確保
- ・ 観光業等の中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援
- ・ 予備費を活用した機動的な財政出動

など、多くの項目について全国知事会の提言を踏まえており評価したい。

国におかれては、同対応策に基づいた対策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症に関するあらゆる課題の解決に全力を挙げて取り組まれるとともに、国民の不安解消に向け、今般の対応策には反映されなかった

- ・ 医療機関における患者受入等に係るマニュアルの提示
- ・ 感染者等の情報公開に係る統一的な対応方針
- ・ 感染が一定終息した段階での誘客のための取組支援

などの対策を早急に提示するよう、強く求めたい。

昨日、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、国内での医師の感染や、中国への渡航歴がなく、感染経路が明らかでない感染者が確認されるなど、感染拡大の様相は変わりつつある。

特に、クルーズ船内での集団感染や国内での感染拡大については、関係自治体のみでの対応には限界があることから、検査体制の拡充などによる感染拡大の抑制に向けて、現行の枠組みにとらわれずあらゆる手段を講じ、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応することを要望する。

全国知事会としても、引き続き、国と責任を共有するカウンターパートとして、アンテナ高く、刻々と変化する事態を踏まえ、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期し、必要な対策にしっかりと取り組んでまいりたい。

令和2年2月14日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言

全国知事会では、国内で初めての感染者が確認され、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催と軌を一にし、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置するとともに、2月5日及び7日に政府与党及び総理官邸に対し要請活動を行った。

政府においては、2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、2月14日には予備費の使用について閣議決定をされたところであるが、2月13日以降、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、医療従事者や入院患者の感染や感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相は変わってきていることから、国民の不安はますます増大している。

感染者数が増加の一途を辿っている状況を踏まえ、国においては、地方自治体との十分な連携により、検査体制の大幅な強化、治療、相談体制の拡充など感染拡大の抑制に全力を上げるよう下記のとおり強く求める。

記

1 早期発見のための、検査体制の強化

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR検査機器の配備及び検査試薬の十分な提供、都道府県における大学や国が指定する民間検査機関への外部委託の活用など、地域における検査体制を強化すること。

2 感染拡大に対応するための、医療体制の強化

「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の運営経費に対する支援を速やかに行うとともに、国立病院機構など、国が関与する医療機関においては、外来患者に加え、積極的に入院患者を受け入れるように働きかけること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保、外国語対応などの医療体制の整備に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更等に対する支援を速やかに行うこと。特に、搬送等に必要の人員・車両・資器材の調達に関する支援の充実を図ること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや無症状者及び軽症者・重症者の入院の要否判断をはじめとした医療機関における患者受入などに係るマニュアルを専門家会議の意見も踏まえ、早急に提示し、適正な運用を図ること。

国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場に還元すること。

3 早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイルス薬、ワクチンの早期開発及び供給体制の確立に速やかに取り組むこと。

併せて、(国研) 国立国際医療研究センターが実施する既存の抗H I V薬等の治験について、全国の希望する医療機関も参加できるようにすること。

また、必要な医療物資が不足していることから、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加等も踏まえ、国の責任において、安定的な流通に努めるとともに、医療機関に優先的に配分すること。

なお、今後の患者数の状況によっては、一般の医療機関での対応も想定されることから、医療物資の配分について実効性のある計画を策定するとともに、体制の整備に要する経費に対する支援を行うこと。

4 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民及び在住外国人、並びに外国人観光客の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識の普及啓発や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策及び感染者が発生した場合の感染拡大防止対策に関する情報について、外国語対応を含め、分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。生活者としての外国人技能実習生等及び実習実施者等に対しても、正確な情報提供や相談体制の充実を図ること。なお、感染症による影響が長期化する場合、技能実習生等や受入れ企業等、双方への影響が懸念されることから、必要な対応を検討すること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。特に、政府チャーター機や大型クルーズ船の乗客等の情報が一切なく、帰宅後のフォローも場合によっては検討する必要があることから、必要な情報を帰宅先の地方自治体と共有すること。

「帰国者・接触者相談センター」における業務内容の大幅な見直し等については、現場の混乱を招くことのないよう、必要な情報を迅速に提供すること。

また、国民に対し、病欠は感染拡大の防止につながる大切な行動であり、発熱など風邪の症状が見られた時は、学校や会社を休み、外出を控えるよう、国として十分に働きかけること。

5 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の拡大防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。併せて、「国内感染期」を見据えた、感染の流行状況などの情報の提供のあり方についても検討すること。

また、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示するとともに、感染者や濃厚接触者等が確認された場合の教育機関、社会福祉施設、宿泊施設等における具体的な対応方針を示すこと。

さらに、デマや流言等による感染者、経過観察中の帰国者やその家族等への偏見・差別的な扱いや感染者等が滞在した施設や地方自治体への風評についても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

6 非常事態における国の対応の強化

大型クルーズ船における集団感染など、通常の感染症対策の枠を超えた非常事態が発生した場合には、地元自治体の負担軽減や関係自治体の混乱を招くことのないよう、患者の受入れの調整、搬送等について、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応すること。

併せて、国の施設等において必要な病床を確保するなど、受入医療機関を確保するための体制を充実すること。特に、重症化した患者に対しては、感染症指定医療機関において、適切な治療を受けられる体制を整備すること。

また、感染者の搬送や、医療機関との調整に要する費用など、地元自治体等の支出に対し、必要な財政措置を講じること。

7 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響、大規模イベントの延期などの自粛ムードの拡大による経済活動への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、政府の緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策や雇用対策について、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用に努めること。

併せて、事態や地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備などの取組に対する支援を行うこと。

9 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルスによる肺炎に関する情報について

本部員会議資料（国際課）

令和2年2月25日（火）12時現在

I 湖南省関連

1 中国国内の動き

(1)感染症危険情報（2月14日更新）（外務省発表）

- ・中国湖北省全域 レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）（継続）
- ・中国浙江省温州市 レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）（引き上げ）
- ・上記以外の地域 レベル2：不要不急の渡航は止めてください（継続）

(2)海外安全スポット情報（2月12日更新）（外務省発表）

- ・中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その10）
「早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急ご検討ください。」

(3)感染者数、死者数（2月24日24時現在）（中国国家衛生健康委員会発表）

- ・感染者数 77,658 名、死者数 2,663 名

(4)感染拡大を防ぐための対策

- ・国内団体旅行や航空機とホテルをセットにした海外旅行商品（団体・個人）の販売が中止された。
- ・中国全土で当局が食料品スーパー以外の商店・飲食店の営業休止と集会の禁止を指導している。
- ・一般市民には外出自粛が呼びかけられており、1月27日頃から約2週間外出していない人も多い。
- ・広東省、浙江省、湖南省など全国各地で、春節明けの企業の業務再開を2月10日以降、小中学校の新学期開始を2月17日以降とするよう通知された。
- ・社区（日本の自治会に近い）やオフィスビルに入る場合にはマスク着用、登録、検温が義務付けられ（違反者には罰則あり）、厳格に運用されている。
- ・武漢など湖北省内だけではなく、浙江省、河南省、江蘇省など感染者が急増している全国34都市（2月4日現在）で移動制限（封鎖）措置が取られている（湖南省内の都市はなし）。
- ・北京と上海に他の地域から入境した人には14日間の自宅待機が義務付けられた（当該措置は他地域にも広がる可能性あり）。

2 湖南省内の動き

(1)省政府の対応

- ・「湖南省新型肺炎ウイルス対策本部」設置。中国共産党湖南省委員会直属とし、杜家毫書記が本部長に就任。
- ・湖南省から3次にわたり延べ534名の医療スタッフが湖北省内へ派遣。
- ・湖北省と隣接し、人の往来が多いことから、湖南省内でも患者が急増。医療資材がひっ迫している。

(2)感染者数、死者数（2月24日24時現在）

- ・感染者数1,016名、死者数4名
- ・新型肺炎の対応にあたった医師1名、衛生当局幹部職員1名が過労死

(3)県誘客経済促進センターの状況

①センター所長の状況

- ・1月31日(金)一時帰国。2月14日(金)まで在宅勤務。
- ・健康状態は良好。
- ・湖南省在住（一時帰国中の方も含む）の日本人を対象に情報提供・共有を行うSNSグループチャットを開設。
- ・長沙への再渡航時期は状況をみて判断

②センター業務

- ・センター副所長が対応し、業務を継続中。

(4)交流事業への影響

①常德職業技術学院団

- ・2月24日(月)～28日(金)訪日予定。(延期)
- ・湖南省側から、延期したいとの連絡あり(2月1日)

②青少年スポーツ指導者視察団

- ・3月1日(日)～6日(金)訪日予定。(延期)
- ・視察先から、受入を見合わせたいとの連絡あり(1月29日)
- ・湖南省側から、延期したいとの連絡あり(2月1日)

3 県の対応

(1)新型肺炎対策への対応

- ・衛生科学センターからの依頼により、注意喚起のチラシの中国語翻訳を実施。

(2)外国人向けの取組

- ・在住外国人からの外国語での相談については、しが外国人相談センターの連絡先を相談先として滋賀県HPに掲載。相談内容に応じて適宜専門の部署と連携して対応す

ることとした。

・市町に対しても上記の対応をとる旨周知した。

(3)支援

・2月21日に航空便で湖南省へ医療用手袋1万枚の提供を実施済。

II 旅行者関連

1 海外へ渡航する者への注意喚起

海外へ渡航するためにパスポートセンターに来所する県民に対し、注意喚起を行っている。

- (1) パスポートセンターのホームページ（トップページ）に注意喚起のメッセージを掲載
- (2) 待合ホールに注意喚起の張り紙を掲出
- (3) 窓口で旅券を交付する際に、外務省による海外安全情報メール配信システム（たびレジ）への登録を呼びかけるパンフレットを配布

新型コロナウイルス感染症にかかる状況と対応について

本部員会議資料（県民活動生活課）

令和2年2月25日 14時現在

1 消費生活相談状況

(1) 県消費生活センターの相談状況

- ・マスクの高額転売について 1件
- ・航空券・海外旅行の解約について 5件

(2) 市町の相談状況

- ・海外旅行の解約について 3件
- ・ウイルス除去製品の消毒効果について 1件
- ・マスクの品薄、買占め、高額転売について 4件
- ・神戸・京都方面への団体旅行の解約について 1件

2 消費者庁の動向

- ・関係省庁から関係団体にマスクの安定供給への配慮について要請を行った旨をHPに掲載。(2/3)
- ・別添啓発資料「マスクについてのお願い」をHPに掲載。(2/12)

3 県の対応

- ・消費者庁から情報提供があれば、県民へ情報提供を行う。
- ・市町へ最新の相談状況の確認を行う。
- ・県HPに消費者庁作成の上記啓発資料を掲載。あわせて市町に当該資料について情報提供を行った。(2/13)
- ・しらがメールにより、旅行予約時はキャンセル条件や予約内容をしっかりと確認することの重要性や、海外の旅行サイトで予約すると、トラブルが生じた際に日本語の問い合わせ窓口が無く、解決が難しい場合があるなどの注意情報を配信。(2/18)

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め なくとも大丈夫

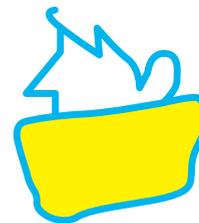
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週1億枚

以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

「COVID-19(新型コロナウイルス感染症)」感染拡大防止 のための県庁の勤務制度に係る取組について

国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された基本方針で「テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける」とされたことを踏まえ、県職員向けに以下の取組を実施

- 時差出勤制度の実施 3月2日(月)から
- 在宅勤務制度の活用 3月2日(月)から

- 「時差出勤制度」の実施 ※「柔軟な働き方」の取組の前倒し
全ての職員を対象として「時差出勤制度」を実施する。

(1) 対象職員は、全ての職員とする

[現行] 育児・介護を行う職員のみ → [改正後] 全ての職員

(2) 早出・遅出できる時間を拡大する。

[現行] 1時間 → [改正後] 1時間30分

勤務パターンは以下のとおり。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務	①午前7時00分から午後3時45分まで ②午前7時30分から午後4時15分まで ③午前8時00分から午後4時45分まで	正午から 午後1時00分まで
(通常勤務)	(午前8時30分から午後5時15分まで)	
遅出勤務	④午前 9時00分から午後5時45分まで ⑤午前 9時30分から午後6時15分まで ⑥午前10時00分から午後6時45分まで	

- (3) より柔軟に時差出勤制度を利用できるよう、実施単位を1日単位、申請手続きを原則として2勤務日前までとする。

	[現行]	[改正後]
実施単位	1月以上の期間	1日単位で実施可能
申請手続き	1週間前まで	原則として2勤務日前まで

- 「在宅勤務制度」の活用

「滋賀県在宅勤務実施要領」では、在宅勤務の対象職員を「その他、所属長が特に認める職員」としていることから、これに基づき在宅勤務をすることができる。